

平安後期の明法勘文について

著者	梅田 康夫
雑誌名	金沢法学
巻	50
号	2
ページ	51-69
発行年	2008-03-30
URL	http://hdl.handle.net/2297/9698

《研究ノート》 平安後期の明法勅文について

梅田康夫

〔目次〕

- 一 はじめに
- 二 公卿議定制と明法勅文
- 三 平安後期における明法勅文の事例
- 四 むすびにかえて

一 はじめに

平安期の法曹ともいえるいわゆる明法家が、公的な権力機関からの諮問に対して答えた明法勅文については、これまで多くの研究がなされ、また様々な文献において論述されてきた。この明法勅文についてまとまった形で考察を加え、その基本的な特徴や機能を明らかにしたのが、布施弥平次氏の古典的な研究であつた。⁽¹⁾その後、棚橋光男氏⁽²⁾や上杉和彦氏は、撰関期から院政期にかけての政治権力構造を考察するにあたって、有力な手掛かりを与えるものとして明法勅文を取り上げ詳細な分析を加えた。さらに法制史の分野では、瀬賀正博氏は明法勅文の成立経過やその裁判手続き上における機能について論じ、長又高夫氏は明法勅文に対する公卿の対応や法家問答との関係に

ついで検討を加えた。⁽⁶⁾

ちなみに布施弥平次氏が明法勅文を勅文全体の中で位置つけて夙に明らかにしているように、明法家が関与する勅文には罪名勅文、穢勅文、祥瑞勅文、服暇勅文、公事勅文、着鈿勅文、等といったように様々な種類のものがあつた。これらのうち裁判や訴訟との関係では罪名勅文と公事勅文が特に重要であり、その後の研究の進展の中で多く分析の対象とされてきたのもそれらの明法勅文であつた。しかし、明法家の活動と明法勅文の全体を考察するためには、罪名勅文と公事勅文だけにとどまらず古記録や古文書にあらわれた明法勅文の全体を総覧する必要があると思われる。

また、明法勅文が求められる場としては、平安期における政務処理の形態の一つとして左近衛陣で行なわれる陣定が特に重視されてきた。⁽⁸⁾しかし、次節で述べるように近年における公卿議定制のあり方についての研究の進展は、⁽⁹⁾少なくとも院政期においては陣定とは別種の公卿議定制の展開がみられることを明らかにしており、明法勅文は公卿議定制との関係でどのように位置づけられるべきなのかが、あらためて問われなければならないといえる。

本稿は、以上のような課題にせまるためのいわば準備作業的な性格をもつ試みである。平安期を大きく前中後の三期に分けると、前期は平安京遷都の八世紀末から延喜年間以前の九世紀まで、中期は一〇世紀から摂関期に至る一一世紀末まで、後期は院政が始まる一一世紀末から平安末までということになる。したがって本稿でいう平安後期とは、白河、堀川、後白河の院政期を中心とした時期ということになる。こうした時期区分にはいささかの説明も要するが、とりあえず以上の時期区分を前提として本稿では平安後期の院政期に焦点をすえて明法勅文の事例集積と分析を行なうものである。

(1) 『明法道の研究』九四頁以下。

- (2) 『中世成立期の法と国家』八〇頁以下。
- (3) 『日本中世法体系成立史論』四五頁以下。
- (4) 「明法勅申制の成立過程」、『國學院法研論叢』二四号、三頁以下、「明法勅文機能論」、『法制史研究』四九号、八五頁以下。
- (5) 「院政期明法学説の形成」、『國學院大學日本文化研究所紀要』九輯、七三頁以下。
- (6) なお鎌倉期以降における明法勅文に関する研究として、田中修實『日本中世の法と權威』三頁以下、早川庄八『中世に生きる律令言葉と事件をめぐる』二一九頁以下、等がある。
- (7) 前掲書九六頁。
- (8) 陣定について論述した研究は多いが、さしあたり藤木邦彦『平安王朝の政治と制度』二二頁以下、棚橋前掲書五三頁以下、大津透「開期の陣定・基礎的考察」、『山梨大学教育学部研究報告』四六号第一分冊（人文社会科学系）、三四頁以下、下郡剛『後白河院政の研究』二二頁以下、等を参照。
- (9) 代表的な研究として、さしあたり美川圭『院政の研究』四一頁以下、下郡前掲書二二頁以下、等を参照。

二 公卿議定制と明法勅文

平安期の公卿議定制は、大化前代における大夫（まえつぎみ）合議制、律令太政官制下における議政官合議制、といった政策立案と政務遂行のための政権中枢構成員による一連の合議制の系譜を引くものである。平安期においてその最も代表的な形態が陣定であった。陣定は、天皇の勅を受けて上卿（大臣）が主宰して開催される公卿の合議形態である。外記により参議以上のすべての公卿が召集され、多くは左近衛陣にて合議を行なうが、その際には発言しやすいように下位の参議から意見が求められ、また事案に関係する公卿は退席する、等といった配慮がなされていた。提出された意見は多くの場合その内容を列記した定文（さだめびみ）という形でまとめられ、蔵人頭より天皇に上奏された。摂関期において陣定は諸国申請雑事をはじめ国家の重大事から日常的案件まで多種多様な

テーマについて開催され、国家意思の決定と政務処理にとつて極めて重要な役割と機能を果たしていた。院政期においてその開催回数は次第に減少し、政務全体にしめる位置も低下する傾向にあるとはいえず、権門間の所領相論をはじめ国政上の重要事項に関しては依然として機能し続けていた。しかし、平安期における公卿議定制のあり方はかなり複雑であり、この陣定の他にも様々な形態のものが存在した。とくに院政期に入ると、院が関与する形で合議制の重要性が増してくる。天皇、摂関、院の三者による鼎立状況のなかで、陣定とは別にどのような方式、形態の合議制が存在したのか、その類型や性格付けをめぐって様々な議論がありまだ必ずしも十分な説明がなされているとはいえないが、本稿ではとりあえずまとまった形で体系的な考察を加えている美川圭氏および下郡剛氏の研究を参照しつつ、後の論述に必要な範囲で院政期を中心に平安後期における陣定以外の公卿議定制についてまず概略を述べておく。

公卿議定制を類型化するにあたっては、いくつかの指標に即して考察がなされなければならない。まず第一に公卿議定を主導する権力主体であり、この点では院政期以降においては天皇、院、摂関の三つの権力主体の存在が考慮されなければならない。次に第二に、公卿議定が行われる場所であり、この点では公卿が召集されるか否かがまず問題となる。そして召集される場合にはその召集場所すなわち議定が行われる場所の問題が重要であり、この問題は第一の点と密接に関係してくる。そして、第三に、議定に参加する構成員の問題であり、この点では公卿の選定が行われるか否か、が重要な問題となる。そして、選定がなされる場合、現任公卿のみならず前官も対象となり得るかが問題となってくる。また、第二の点とも関係してくるが、議定が天皇の面前で行われるか否か、摂関の列席があるのか否か、といった点も考慮されなければならない。

以上のような様々な指標の面から公卿議定制が捉えられなければならないが、それはある意味では陣定を核としてそれ以外の様々な形態を類型化していく方法ともいえるのである。陣定について上記の指標をあてはめていく

らば、それは天皇が主導する議定であり、したがって内裏の近衛陣で行なわれ、その参加者は原理的には現任の公卿全員であり、そこには天皇や摂関が立ち会うことはない。これに対してその他の公卿議定制は陣定とは異なった性格を有するのであるが、具体的にはどのような形態のものがあつたのであろうか。

まず天皇が主導する公卿議定としては、陣定以外に御前定と殿上定が存在した。御前定は天皇の面前で、すなわち内裏清涼殿の広庇(孫庇)で行なわれ、殿上定は内裏清涼殿の殿上間で行なわれ、天皇の出御は原則としてなかつた。両者ともに陣定と異なつて摂関も参加し、また公卿の選定も行なわれたようである。ただ御前定は除目や造宮等に関して開催されるがその頻度はあまり多くなく、そして合議の方式自体は陣定とそれほど変わらないことから、広い意味では陣定と一括して把握することも可能である。殿上定は寺社強訴に関係して開催され、次に述べる院御所議定が開催される時は行なわれていないという特徴を有する。

次に院が主導する公卿議定としては、同じく院御前定と院殿上定が存在した。両者を総称して院御所議定といい、寺社強訴に関係する場合等に多く開催された。院御前定の実例はあまり多くないようであるが、院の御前で開催され、摂関も参加した上に院の選定により前官の参加もみられたようである。院殿上定は院御所の殿上でかなり頻繁に開催され、摂関のほか院により選定された公卿も参加した。

摂関が主導する公卿議定としては、殿下議定と殿下直廬議定が存在した。前者は摂関邸で開催されるのに対し、後者は内裏の摂関の宿所で開催された。いずれも摂関が議定を主宰し、摂関により参加公卿が選定されたと思われる。殿下直廬定は天皇が幼少の場合の即位や元服等に際して開催されたようであり、事例はあまり多くない。

以上に述べた公卿議定の類型は、いずれも議定に参加する公卿が、内裏、院御所、摂関邸のいづれかに召集されて開催されるものであつたが、そのような形態と全く異なるのが在宅諮問というあり方であつた。在宅諮問とは、後白河院政期に入って陣定のいわば代替的措施としてしばしば行なわれるようになった、公卿へ在宅のまま諮問す

る方式である。一口にして言えば持ち回り会議方式の採用である。在宅諮問においては、公卿の参集を妨げる物忌、病氣、高齢といった諸要因を回避することが可能であり、そのことはひいては陣定においてかなり厳格に守られていた現員公卿の参集という要件を緩和することにもつながった。

以上、公卿議定制の諸類型についてその形態的な側面から筆者なりの整理を述べてきたが、それらがどのような問題を扱いどのような性格と特徴をもっていたかという点については、いろいろと理解するのに困難な問題がつきまとう。これらの公卿議定はいずれも公的ないし半ば公的形態での国家意思の形成に關与しているといえるのであるが、しかし必ずしもそうした側面ばかりではなくいわば私的な権門の一つとしての活動と位置づけることも可能な面もないではない。太政官合議の直接的系譜を引く陣定は最も公的な性格をもつものとしてそのような面を考へる必要は殆どないかもしれないが、例えば殿下議定においては撰関家の利害関心に基づく運営が当然に想定されるであろう。また在宅諮問の方式は他の公卿議定制とは全く異なつた形の政務運営であり、その方式については私的な個別的な形での運用の可能性も否定できないように思われる。いずれにせよ公卿議定制の各類型が有する性格と特徴は、それぞれの扱ふ案件との関連で、例えば国家的大事に關わる問題を扱つか否かといった形で、それぞれかなり異なつたものとして現れてくることになる。

ちなみに前述したようにこれまで明法勅文については、ほとんど陣定との関連でしか考えられてこなかつたといつても過言ではない。しかし、院政期においては陣定と並立する形で院御所議定が重要性を増してくるのであり、またその他の様々な公卿議定制の解明が進んできた中において、明法勅文はどのように位置づけられるのかがあらためて問われなければならない。殿上定、院御所議定、殿下議定、殿下直廬議定、在宅諮問等において、明法勅文が求められることがあつたのかなのか、がまず問われなければならない。そして、もしそれがあつたら、それはどのような案件、議題との関連で求められていたのか、が次に追求されなければならない。そうした作業を経

ではじめて、平安後期、院政期における明法勅文の全体像の一環を明らかにすることができるであろう。

(1) 前掲書四一頁以下。

(2) 前掲書四二頁以下。

三 平安後期における明法勅文の事例

応徳三年（一〇八六）、白河天皇が讓位し院政が開始されることになり、それ以降、一時的に堀川天皇や二条天皇による親政がみられた時期もあるが、基本的には讓位した上皇が實際上の権力を握る院政が一般的な政治形態となった。この院政期の政務の中で明法勅文はどのような形であらわれてくるのか、以下とりあえず便宜的に白河院政期、鳥羽院政期、後白河院政期の三期に分けて考察を加える。

(1) 白河院政期の明法勅文

まず、白河院政期における明法勅文の事例を本稿末尾の資料1に掲げる。白河法皇が大治四年（一一二九）に崩御するまで三〇年余と最も期間が長く、明法勅文の事例も多くみられる。古記録には勅申者名は記されていないので個人名まで判明するのは限られているが、その範囲では勅申者は左衛門少志中原資清を除いて全て明法博士であった。中原資清は長治二年（一一〇四）に明法博士となるが、その法解釈技術は大変優れていたようで明法博士になる以前から勅文を進めていた。⁽¹⁾当時の明法博士としては惟宗国任と中原範政が在任していたが、とりわけ国任

の法解釈にはいろいろと難があつたようであり、資料1の22、23の事例のようにいづれもその解釈が退けられている。⁽²⁾ 明法博士ではない中原資清が勘問を進めた背景にはそのような問題もあつたのではないかと思われる。

次にこの時期の明法勅文の内容をみると、やはり最も多いのは犯罪の処断や赦の適否等に関する罪名勅文であつて全体の約半数の二六件を数える。意外にも次に多いのが穢勘問で一六件を数えることができる。⁽³⁾ 所領相論や訴訟についての理非を勘申する公事勅文も多く一〇件ある。あとは服暇勅文二件が目につくくらいで、それ以外の内容の明法勅文が明白な形であらわれることはない。

明法勅文が提出された公卿議定の形態については、やはり陣定が最も多く二〇件ある。そのほとんどが罪名勅文であり、基本的に史料上に明確な形であらわれていない場合も含めて、罪名勅文は陣定に提出されたと考えられる。ただし資料1の49は院の仰せによって明法博士信貞が召集され、勅文結果は院に奏上されているので、院御所議定において罪名勅文が求められたと推定される。これは犯罪内容が太上天皇に対する呪詛行為ということからそのような取扱がなされたのではないかと推測されるが、いずれにしても明法勅文が院御所議定においても求められることがあつたということは注意されなければならない。院御所議定としては、他に穢について勅文が四件存在する。所領相論等の公事勅文については史料的に古文書類が多く勘申内容は詳しくわかるが、公卿議定との関連は必ずしも明確とは言い難い。しかしながら多くは奉勅の官宣旨に基づいて求められているので、表には記入していないが従来から考えられているようにこれも陣定に提出されたと考えられる。殿下議定と推定されるものとして穢勅文が二件、服暇勅文が一件ある。事案の内容として国家全体に関わる重大事として認識されていないことにより、そのような処置がなされたのではないかと思われるが、そのような殿下議定においても明法勅文が求められることがあつたといえるであらう。

このように白河院政期においては、陣定以外の場にも明法勅文が進められていたようである。その場合、やはり

事案の性格と種類によって公卿議定の形態も変化するのであり、明法勘文もそれに対応した形で進められなければならない。資料1の44では、院御所議定と陣定の二種類の公卿議定が同一の事件について開催されたことが認められるが、これは犯罪の処断と穢の認定とに対応するものであった。穢については一月四日に院御所で問題になり、明法博士三善信貞に対する召問もなされているが、明国の穢なしとする議論によって翌日、翌々日も決着がつかなかった。ようやく八日になって殺害された男の隨身物が明国宅にあることが検非違使により明らかになされ、三善信貞のほか参集した公卿の意見によって穢とされることになった。他方、罪名については一月一九日に陣定が開催され、おそらくは三善信貞ではない法家の勘文に基づいて佐渡への流罪が決定された。かくして穢については院御所議定における穢勘文に基づいて、罪名については陣定における罪名勘文に基づいて、その決定がなされたのであった。

(2) 鳥羽院政期の明法勘文

鳥羽院政期における明法勘文の事例については、本稿末尾の資料2に掲げてある。事例数はかなり減少している。個人名わかる勘申者はすべて明法博士である。勘申内容からみると、罪名勘文が三件、公事勘文が八件と、比率的に白河院政期と逆転した現象がみられる。穢勘文や服暇勘文は、史料の遺存状況等の問題もあるが皆無である。ただその他の種類の勘文として、資料2の3のような着所にかかわるものや、資料2の9のような親子関係にかかわるものは、法家問答との連動を思わせる。議定類型は明確にわかるものは全て陣定であり、それ以外のものはみえない。その他のものも罪名、所領、訴訟に関するもので、おそらく陣定の場に持ち出される性格のものと同理解し得ようと思われる。陣定以外の公卿議定との関係は、明瞭な形ではみることができない。

(3) 後白河院政期の明法勘文

後白河院政期における明法勘文の事例については、本稿末尾の資料3に掲げてある。事例数はさらに減少して一〇件である。個人名のわかる勘申者はいずれも明法博士ではあるが、明法道、明法学の衰退を感じさせるといわなければならぬ。勘申内容からみると、罪名勘文が五件、公事勘文が五件と、ちょうど二分されている。それ以外の種類の明法勘文は見あたらない。議定類型も陣定がほとんどであるが、資料3の4と5は少し特殊である。前者は勸学院政所下文、後者は僧湛慶等の解文の中にあらわれているもので、権門内での処置に関わる性格を有している。後者は厳密には公卿議定に該当しないのではあるが、必ずしも公的とはいえないこのような状況においても明法勘文が進められたのであり、これは個人や官司がいわば私的な形で明法家に法的回答を求める法家問答との境界が曖昧化することにもつながっていくのではないかと思われる。⁽⁴⁾

(1) 布施前掲書二二・二頁参照。資料1の22にみえる中原輔清も同一人物と思われる。

(2) 資料1の9においても国任の解釈に公卿層は不安を感じたのか、国任の勘問内容を検非違使中原範政に見せて確認をしている。

(3) 犯罪行為は一種の穢れを世の中に惹起するものであり、そういう意味では穢勘文は罪名勘文と密接に関わる場合がある。資料1の39では、贖銅と中枝が勘申内容に含まれていたようであり、この明法勘文は罪名勘文と穢勘文の両者の性格を具有するといえる。また44においても罪名と穢がセットで勘文の対象とされている。

(4) 棚橋光男氏は、資料3の5について法家問答として理解している(前掲書二一四・五頁)。

四 むすびにかえて

極めて不十分な形ではあるが、平安後期、院政期における明法勘文の事例について分析を加えてきた。そこから

いえる貧しい結果を最後にまとめておきたい。

まず第一に、従来、明法勅文は陣定との関連のみで考えられてきたが、確かにその関係は密接ではあるにせよ、それ以外の公卿議定との関連も決してなかったわけではない。白河院政期のみでしかも数は少ないが、院御所議定や殿下議定の場に明法勅文が求められことがあった。

第二に、明法勅文の事例は院政期の経過とともに減少し、明法の個人名の表出も少なくなっていく傾向がみられ、それは明法道、明法学の衰退を反映していると思われる。

第三に、公卿議定において処理される案件はそれぞれの類型・形態によって概略定まっており、明法勅文もそれに対応した形で進められた。

以上が本稿において明らかにした主なことであるが、今後さらに史料を精査することにより、殿上定、殿下直廬議定、在宅諮問等と明法勅文との関連についても追究し、当時の政務処理の中で期待され果たされた明法勅文の機能や役割について研究を深めていきたい。

【追記】本稿は、平成一九年度科学研究費補助金（萌芽研究）「前近代日本における法曹について」による研究成果の一端である。

資料 1 白河院政期の明法勸文

	勸申年次	勸申者	勸申内容	議定類型	典拠
	寛治六年 (一〇九二)	明法博士 惟宗国任	五体不足の穢について勸申	(殿下議定)	「中右記」寛治六年五月一九日条
	寛治六年 (一〇九二)	明法博士 惟宗国任	藤原仲実、藤原為房の犯罪に関する罪名勸申	陣定	「中右記」寛治六年九月二八日条
	寛治六年 (一〇九二)	法家	円禪権少僧都の触穢について勸申		「後二条師通記」寛治六年一月四日条
	寛治七年 (一〇九三)	明法博士	前大宮司国房について罪名勸申		「百練抄」寛治七年三月二四日条
	寛治七年 (一〇九三)	法家	掌侍已下について罪名勸申		「百練抄」寛治七年六月五日条
	寛治七年 (一〇九三)	法家	前宮司大中臣国房について罪名勸申		「後二条師通記」寛治七年三月二九日条
	寛治七年 (一〇九三)	明法博士 惟宗国任	触穢について勸申		「後二条師通記」寛治七年五月一〇日条
	寛治七年 (一〇九三)	明法博士 惟宗国任	東寺と成願寺との所領相論について理非を勸申		「平安遺文」一三二一八号、「東寺百合文書」ほ函一号
	寛治七年 (一〇九三)	明法博士 惟宗国任	罪名勸申(檢非違使中原範政に確認)	陣定	「後二条師通記」寛治七年八月二〇日条、同二一日条、同二二日条
	寛治七年 (一〇九三)		近江国司及び官掌義行・史部某丸について罪名勸申	陣定	「中右記」寛治七年八月二二日条
	寛治七年 (一〇九三)	明法博士 中原章重	神宮領内住人の罪科にともなう名田私領の没官について勸申		「平安遺文」一三三二一号
	寛治七年 (一〇九三)	明法博士 惟宗国任	近江守為家朝臣の罪科について勸申	陣定	「中右記」寛治七年八月二六日条、同二七日条、「後二条師通記」寛治七年八月二七日条、同二八日条

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
康和四年 (一一〇二)	康和二年 (一一〇〇)	康和元年 (一〇九九)	康和元年 (一〇九九)	康和元年 (一〇九九)	承徳元年 (一〇九七)	承徳元年 (一〇九七)	永長元年 (一〇九六)	嘉保二年 (一〇九五)	嘉保元年 (一〇九四)	嘉保元年 (一〇九四)
明法博士・ 惟宗国任・ 中原範政	明法博士 惟宗国任・ 中原輔清	左衛門少志 中原資清	明法博士 中原範政	左衛門少志 中原資清	法家	明法博士 中原範政		明法博士 菅原有眞・ 惟宗国任、 道志中原範 政	明法博士 惟宗国任	法家
前対馬守源義親および所従についで罪名勅申(国任の勅文は前後相違、範政の勅文は法意に合致)	焼亡の触穢について勅申(輔清に道理あり)	中原範政の相博田に関する勅注について批判	東寺と成願寺との所領相論に関する中原資清の主張を批判	東寺と成願寺との所領相論について是非を勅申	二条殿南築垣上に置かれた死人の骨の処置、穢について勅申	庄住民の役夫工使に対する濫行について赦の適否を勅申	諸道勅文	治部卿服暇について本姓方によるべきか養方によるべきか勅申	参川守源惟清等の上皇呪詛事件について罪名勅申	前帥伊房卿および縁坐について罪名勅申
陣定	殿下議定						陣定	殿下議定	陣定	陣定
「中右記」康和四年七月六日条、同日九日条、「伝曆」康和四年二月二七日条、同二八日条	「殿曆」康和二年二月八日条	「平安遺文」一四一七号、「東寺百合文書」ト函三号	「平安遺文」一四二二号、「東寺百合文書」い函一号	「平安遺文」一四一〇号、「東寺百合文書」イ函三号	「中右記」承徳元年三月六日条	「中右記」承徳元年二月六日条	「中右記」永長元年八月一六日条	「中右記」嘉保二年五月六日条	「中右記」嘉保元年八月一七日条	「百練抄」嘉保元年三月六日条、同五月二五日条

33	32	31	30	29	28	27	26	25	24
(一一〇七) 嘉承二年	(一一〇六) 嘉承元年	(一一〇六) 嘉承元年	(一一〇五) 長治元年	(一一〇五) 長治二年	(一一〇四) 長治元年	(一一〇四) 長治元年	(一一〇三) 康和五年	(一一〇二) 康和四年	(一一〇二) 康和四年
	明法博士	江卿 紀伝明法博士 土井権帥大	明法博士 中原資清	明法博士			明法博士 中原範政 左衛門志 中原資清	左衛門権少 尉兼明法博 士中原範政	明法博士 二人
人々争論の事について明法勅文	加茂社預眞久等について罪名勅申	加茂社焼亡により廃朝すべきか否か 触穢について勅申	一宮御服事について勅申	太宰府権帥季仲等が竈門宮にて日吉神人を殺害したことに付いて赦の適否を勅申	罪名勅文	伊勢祭主親定による人夫殺人と神衣祭闕怠について罪名勅申	神祇権大副大中臣輔弘、太神宮前祢宜荒木田宣綱等について罪名勅申(範政の勅申に対して公卿より非難)	撰津国長渚御厨をめぐる鴨御祖社と故皇太后宮職との相論について理非を勅申	前対馬守源義親縁坐者および前肥後守高階基実について赦の適否を勅申
陣定				陣定	陣定	陣定	陣定		陣定
「中右記」嘉承二年三月二六日条	「大日本古文書」家わけ四ノ五(石清水文書) 宮寺縁事抄第二八	「大日本古文書」家わけ四ノ五(石清水文書) 宮寺縁事抄第二八	「殿曆」長治元年十一月一日条	「中右記」長治二年五月四日条、同六月二日条、「百練抄」長治二年六月二日条	「中右記」長治元年九月七日条	「中右記」長治元年七月一三日条、「百練抄」長治元年七月一三日条	「本朝世紀」康和五年四月六日条、同五月二日条、同八月二日条、「中右記」康和五年四月六日条、同五月二日条	「平安遺文」一六六〇号、内閣文庫所蔵撰津国古文書	「中右記」康和四年二月二七日条

《研究ノート》平安後期の明法勸文について

46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34
(一一一三) 天永三年	(一一一) 天永二年	(一一一) 天永二年	(一一一) 天永二年	(一一一) 天永二年	(一一一〇) 天永元年	(一一一〇) 天永元年	(一一〇九) 天仁元年	(一一〇八) 天仁元年	(一一〇七) 嘉承二年	(一一〇七) 嘉承二年	(一一〇七) 嘉承二年	(一一〇七) 嘉承二年
明法博士 三善信貞		明法博士 三善信貞		法家	明法博士 三善信貞	法家				明法博士 信貞		
祈年祭の供物の猪鹿が斃死したこ とによる穢について勸申	八幡所司円秀による傍官殺害につ いて罪名勸申	下野守源明国の所従が左衛門尉源 為義の郎党を殺害した件につい て、穢および罪名を勸申	伊勢外宮内人度会清時について罪 名勸申	穢について勸申	五体不具の穢について勸申	齋宮野宮の中の流産穢について勸 申	春日社預中臣信経の御社穢につい て贖銅と中袂を勸申	義綱について罪名勸申	伊賀国六ヶ山をめぐる大神宮神戸 と興福寺末寺伝法院との相論につ いて理非を勸申	豊受宮祢宜範平について罪名勸申	焼亡の穢により奉幣を立てないこ とについて勸申	香椎宮犯人の罪名について明法勸 文、大神宮鹿斃死の穢について法 家勸文
院御所議定	陣定	院御所議定 陣定	陣定	院御所議定	(殿下議定)				陣定	陣定		陣定
「殿曆」天永三年二月四日条	「中右記」天永二年一月十九日条	「殿曆」天永二年一月四日条、同 六日条、同七日条、同八日条、「中 右記」天永二年一月十九日条	「中右記」天永二年五月一日四日条、 「長秋記」天永二年五月一日四日条	「殿曆」天永二年三月二日条	「殿曆」天永二年三月六日条	「殿曆」天永元年九月四日条	「殿曆」天永元年三月十七日条	「殿曆」天仁二年二月二十九日条	「中右記」天仁元年六月九日条	「中右記」天仁元年三月二〇日条	「殿曆」嘉承二年四月五日条	「中右記」嘉承二年五月十九日条、 「永昌記」嘉承二年五月二十五日条

資料 2 鳥羽院政期の明法勸文

1	勸申年次 大治四年 (一一二九)	勸申者 左衛門志 明法博士 中原朝臣 明兼	勸申内容 黒田庄をめぐる伊賀国司と東大寺 との相論について理非を勸申	議定類型	典 拠 「平安遺文」二二四七号、内閣文庫 所蔵伊賀国古文書
---	------------------------	-----------------------------------	--	------	-------------------------------------

54	53	52	51	50	49	48	47
	保安四年 (一一三三)	保安三年 (一一三二)	元永元年 (一一一八)	永久五年 (一一一七)	永久三年 (一一一五)	永久元年 (一一一三)	天永三年 (一一二二)
	明法博士 兼左衛門志 中原朝臣 明兼 明法博士 但馬介三善 朝臣信貞		明法	明法	明法博士 安倍信貞	明法博士 等	明法
	玉瀧杣内の三ヶ村をめぐる東大寺 と越前守平朝臣忠盛の相論につい て理非を勸申	山口・早川庄をめぐる大江仲子と 有経の相論について理非を勸申	中宮方の五体不具穢について勸申	大神宮三十日穢について勸申	山口・早川庄牧をめぐる讓与・処 分の法理について勸申	南京得業経覚と隆観の太上天皇呪 詛について罪名勸申	非常赦について勸申
				院御所議定		(院御所議 定)	陣定
	「平安遺文」一九九八号、同四一 四号	「平安遺文」二二七七号	「殿曆」元永元年五月二八日条、同 二九日条	「殿曆」永久五年九月二日条	「平安遺文」二二七七号	「殿曆」永久元年六月七日条、同八 日条	「殿曆」天永三年四月一七日条

《研究ノート》平安後期の明法勸文について

10	9	8	7	6	5	4	3	2
久安二年 (一一四六)	保延二年 (一一三六)	保延二年 (一一三六)	保延元年 (一一三五)	長承二年 (一一三三)	長承元年 (一一三二)	長承元年 (一一三二)	天承元年 (一一三一)	天承元年 (一一三一)
		明法博士 小野有隣	大判事兼 明法博士 中原朝臣	大判事兼 明法博士 中原朝臣			明法	法家
宗能卿子僧と禅智との相論について理非を勸申	園城寺常善院の沙汰をめくり親子関係について勸申	上分米利法に関する日吉社神人と上下諸人との相論について理非を勸申	五ヶ所をめぐる参河国司と太神宮司との相論について理非を勸申	河内漆園をめぐる壬生氏と成忠との相論について理非を勸申	伊勢所領をめぐる龜卜得業生兼長と進士盛範との相論について理非を勸進	土御門地をめぐる権天文博士安倍兼時と右京亮安倍泰親との相論について理非を勸申	参議雅兼と従三位基隆の着所の上下について叙位次第によるべしと勸申	弥勒寺訴訟との関連で嶋領住人が犯した本宮使の陵礫・殺害や官使への対捍・殺害等について罪名勸申
陣定	陣定		陣定		陣定	陣定	陣定	陣定
「台記」久安二年二月十九日条	「中右記」保延二年一月二日条、 「台記」保延二年一月二日条		「中右記」保延元年五月二三日条 「平安遺文」一三五〇号	「平安遺文」二二八一号	「中右記」長承元年五月五日条、 「長秋記」長承元年五月五日条	「中右記」長承元年五月五日条、 「長秋記」長承元年五月五日条	「長秋記」天承元年八月十九日条	「長秋記」天承元年八月十九日条

資料3 後白河院政期の明法勸文

5	4	3	2	1	
永万元年 (一一六六)	長寛元年 (一一六三)	長寛元年 (一一六三)	永暦二年 (一一六一)	保元三年 (一一五八)	勸申年次
法家	明法博士	大判事兼 明法博士 中原朝臣 業倫	明法博士 坂上貞		勸申者
相統田地をめぐる僧湛慶等と道包入道との相論について理非を勸申	高殿庄田畠三町をめぐる西金堂衆と中川庄家との相論について理非を勸申	八代荘をめぐる甲斐守藤原朝臣忠重・目代中原清弘・在庁官人三枝守政等と熊野所司等との相論にもなう暴力行為について罪名勸申	五段余の田地をめぐる安楽寿院侍友国と九条殿御所侍友兼との相論について理非を勸申	備中国所領をめぐる按察使と舎弟季通朝臣との相論について理非を勸申	勸申内容
(長者法務御房政所裁定)	(殿下議定)	陣定		陣定	議定類型
「平安遺文」補一〇七号	「平安遺文」四二三九号、「東大寺文書」四ノ三九	「群書類従」巻四六三	「平安遺文」三二六号、同三二六二号	「兵範記」保元三年一月二六日条	典拠

仁平二年 (一一五二)	仁平三年 (一一五三)	保元元年 (一一五六)
基通入道等と政頼等との所領相論について理非を勸申	左府御使等の濫行について罪名勸申	保元の乱において藤原頼長方に加担した右近衛大将藤原兼長等について罪名勸申
	陣定	
「平安遺文」二七五七号、「春日神社文書」一、二六八号	「中右記」仁平三年七月二五日条	「平安遺文」二八四八号、「大日本古文書」家わけ四ノ一(石清水文書)一九号

《研究ノート》平安後期の明法勅文について

10	9	8	7	6
治承二年 (一一七八)	治承元年 (一一七七)	承安四年 (一一七四)	承安二年 (一一七二)	仁安二年 (一一六七)
明法博士 中原章貞				法家
院北面下臈が白専女を競射した行為について罪名勅申	前座主明雲の謀反について罪名勅申	越前国泉北御厨をめぐる泰通朝臣と外宮祢宜彦章との相論について理非を勅申	伊勢大神宮炎上の際における祢宜等の不参について罪名勅申	興福寺前別当惠信・僧正房僧亮君玄明・肥前君雄勝等が興福寺中に打ち入り放火・殺害を行なったことについて罪名勅申
陣定		陣定		陣定
「山槐記」治承二年閏六月五日条、 「百練抄」治承二年閏六月五日条	「玉葉」治承元年五月二〇日条、同 二一日条、「百練抄」治承元年五月 二〇日条	「馬味記」承安四年四月三〇日条	「百練抄」承安二年四月一〇日条、 「玉葉」承安二年四月一〇日条	「兵範記」仁安二年五月一三日条

